

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度もと東住吉区役所矢田出張所外1か所用地確定及び不動産登記測量業務

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

もと東住吉区役所矢田出張所及び東住吉区役所矢田出張所は公図等が大きく混乱している用地（敷地）であることから、法務局や関係機関との協議等を踏まえながら土地の調査（登記事項、公図、地籍測量図、旧台帳等）や現地測量等を実施し、その調査結果をもとに地積更正や地目変更、合筆登記等について関係機関と協議・調整を行うとともに、隣接地所有者と双方による現地立会等を経て、筆界確定を進める必要があり、多岐にわたる専門的知識が必要不可欠である。

このような嘱託登記業務は、調査、境界立会、測量、登記申請、杭入れなど多岐にわたる専門知識を必要とし、処理に膨大な業務量を要するが、実際に調査等に着手するまで具体的に処理すべき全体の作業内容や数量が定まらないこと、また請負契約ではなく委任契約となることから、競争入札には適さない。

わが国では官公署が所管する不動産について、嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応がむずかしいのが実情であった。

これを改善するため、昭和60年に土地家屋調査士法が改正され、官公署による不動産の適正・迅速な登記に寄与することを目的として、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立された。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は府下全域の調査士、調査士法人が加入しており、その専門的能力を結合して本業務を迅速・適正に遂行できる体制を整えている。本市をはじめ多くの官公署の大規模発注（業務輻輳）にも対応可能であり、官公署からの嘱託登記を受託できる唯一の公益法人である。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものと判断し、同協会と特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和6年3月14日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3 随意契約理由

本業務では、広報紙「広報東住吉なでしこ」を通して市政・区政に関する情報を伝えるとともに、広報紙の関心が低い層へのアプローチを含め、区政への理解や関心を高めるきっかけとなるよう魅力あふれる紙面づくりを行う。その性質上専門性は非常に高く、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないため、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査の結果、株式会社シカトキノコを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特名随意契約を締結する。(契約事務審査会審議日 令和5年11月20日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、「大阪市地域福祉基本計画」に基づき上記業務概要における取組を実施することとしており、この取組の実施に際しては、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要がある。

地域住民の地域福祉活動の主となる組織である各地域社会福祉協議会は、それぞれの地域における福祉課題の把握や、地域資源との連携・協働を図りながら活動しており、「東住吉区社会福祉協議会」は各地域社会福祉協議会をとりまとめる組織である。

また、「東住吉区社会福祉協議会」は社会福祉法 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された組織であり、公益性や公平性・公正性が担保され本事業を実施できる唯一の事業者である。

以上のことにより、確実な業務遂行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、「大阪市随意契約ガイドライン」内の「物品・業務委託」に掲げる理由 G2 に該当するため、東住吉区社会福祉協議会と特名随意契約を締結する。

(契約事務審査会審議日 令和 6 年 2 月 26 日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 契約の相手方

総合調査設計株式会社

3 随意契約理由

本業務は、「東住吉区まちづくりビジョン」に則り、「都心にほど近い、便利な暮らし」の実現に向け、戦略的なまちづくりを行うため業務を委託するものである。

事業者を選定するにあたり、非常に専門性が高く、行政では持っていないノウハウが必要であることから、競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式を実施し、総合調査設計株式会社が選定された。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と特名随意契約を締結する。(契約事務審査会審議日 令和6年1月29日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9976）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 契約の相手方

エリア活性化推進業務共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、「東住吉区まちづくりビジョン」に則り、「都心にほど近い、便利な暮らし」の実現に向け、エリアリノベーションの考え方のもと、業務を委託するものである。

事業者を選定するにあたり、非常に専門性が高く、行政では持っていないノウハウが必要であることから、競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式を実施し、エリア活性化推進業務共同事業体を選定された。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和6年1月29日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9976）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会
(学習塾なでしこ)にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本業務は、小学生を対象に、民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり（令和5年12月25日開催の契約事務審査会において審議済）、令和6年3月4日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社イングを受注者として選定したことから、株式会社イングを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9904）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社KEGキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、民間事業者によるノウハウを活用することで一層の効果の向上が期待できるため公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査により株式会社KEGキャリア・アカデミーを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、公募型プロポーザル方式を採用した特名随意契約により締結する。(契約事務審査会審議日: 令和5年10月25日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課(電話番号 06-4399-9743)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東住吉会館管理運営業務

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

大阪市及び一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、令和2年12月21日付けで締結した大阪市立東住吉会館管理業務基本協定書に基づき、令和6年度における大阪市立東住吉会館の指定管理運営、業務代行料等について年度協定を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区役所ガス吸収式冷温水機ガスユニット弁修繕業務委託

2 契約の相手方

株式会社ライズテクノサービス

3 随意契約理由

空調設備については、常に良好な状態を保持する必要がある、不具合発生時は早急な対応が必要であることから、本業務を行うにあたっては、空調設備に精通していることが必要不可欠である。本業務を都市整備局において契約している保守点検業者に行わせることにより、責任の一元化、不具合発生時における早急な対応および空調設備を常に良好な状態で保持することが可能となる。また、作業後の試運転等にあたっては空調設備の状況を熟知しているため、不測の事態に対応できるだけでなく、作業時間の短縮が見込める。

以上のことにより、確実な業務履行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、今年度の空調設備点検業者である株式会社ライズテクノサービスと特名随意契約を締結する。(令和6年5月27日付契約事務審査会(書面審査)にて承認済)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課(電話番号 06-4399-9626)

随意契約理由書

1 案件名称

青少年健全育成事業用「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」
事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本業務は、東住吉区内の大阪市立中学校に在籍する中学２年生及び３年生を対象に、高校等への進学を意識し、標準的問題を解く力を確実に定着させるとともに、難易度の高い問題へチャレンジする意欲を身につけ、発展的問題を解く力を育成することを目的とした学習指導を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり、令和 6 年 7 月 5 日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社トライグループを受注者として選定したことから、株式会社トライグループを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和 6 年 5 月 1 日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

行政キオスク端末・申請書作成支援システムの案内等業務委託

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

東住吉区役所では、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、証明書発行や届出処理業務を含む、住民情報に関する窓口業務、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、その他関連業務について「区役所住民情報業務等委託（以下、「本件窓口業務委託」という。）」として、公募型プロポーザル方式により事業者選定のうえ業務委託を行っている。本業務は、本件窓口業務委託の受託事業者が行う業務と一体的に業務を行わなければ、求める目的を達成することができず、分離して実施することが著しく困難（密接不可分）な業務であり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じる恐れがあり、市民にも混乱や不利益を生じさせる恐れがあることから、株式会社パソナと特名随意契約を締結する。（令和6年11月5日開催の契約事務審査会で承認済み）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区窓口サービス課（電話番号 06-4399-9963）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区役所直流電源装置部品交換及び調整業務委託

2 契約の相手方

株式会社GSユアサ 関西支社

3 随意契約理由

直流電源装置は非常時における非常照明や通信設備等に電力を供給する装置であることから、本業務を行うにあたっては、当該装置に精通していることが必要不可欠である。本装置は、株式会社GSユアサが設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要であることから、設計・製作した業者に履行させることで責任の所在を明確にすることができ、不具合発生時における早急な対応が可能となる。以上により、確実な業務履行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、設計・製作した業者である株式会社GSユアサと特名随意契約を締結する。(令和6年11月18日付契約事務審査会にて承認済)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区役所ユニット型空調和機部品交換及び調整業務

2 契約の相手方

株式会社ライズテクノサービス

3 随意契約理由

空調設備については、常に良好な状態を保持する必要がある、不具合発生時は早急な対応が必要であることから、本業務を行うにあたっては、空調設備に精通していることが必要不可欠である。本業務を都市整備局において契約している保守点検業者に行わせることにより、責任の一元化、不具合発生時における早急な対応および空調設備を常に良好な状態で保持することが可能となる。また、作業後の試運転等にあたっては空調設備の状況を熟知しているため、不測の事態に対応できるだけでなく、作業時間の短縮が見込める。

以上のことにより、確実な業務履行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、今年度の空調設備点検業者である株式会社ライズテクノサービスと特名随意契約を締結する。（令和6年12月20日付契約事務審査会にて承認済）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9626）